一　この表において、N三八、N五〇、CN五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS　A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、CN五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　表中(い)欄に掲げる材料（(十)項から(十三)項までに掲げるものを除く。）を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

三　二以上の項に該当する場合は、これらのうち(ほ)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

別表第二

	(い) 材料	(ろ) くぎ打の方法 くぎの種類	(ろ) くぎ打の方法 くぎの間隔	(は) 第一第三号に定める軸組に係る倍率	(に) 第一第四号に定める軸組に係る倍率
(一)	構造用パーティクルボード（JIS　A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS　A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	N五〇	一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下	四・〇	―
(二)	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	CN五〇		三・三	―
(三)	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	N五〇			―

一　この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS　A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

（新設）

別表第二

	(い) 材料	(ろ) くぎ打の方法 くぎの種類	(ろ) くぎ打の方法 くぎの間隔	(は) 第一第三号に定める軸組に係る倍率	(に) 第一第四号に定める軸組に係る倍率
（新設）					
（新設）					
（新設）					